

# 委任状 (戸籍用)

平成 年 月 日

銚田市長あて

(私) 住所.....  
氏名.....(印)  
生年月日.....  
電話番号.....

は、

(代理人) 住所.....  
氏名.....  
生年月日.....  
本人との関係.....

に、

下記2に記載の事項を委任いたします。

## 記

### 1 必要とする戸籍の情報

本籍 .....

筆頭者氏名 .....

### 2 委任する事項

.....

### 3 委任しなければならない理由

.....

- ※ 委任状は、委任する方が必ず自筆でご記入ください。
- ※ 代理人による訂正や加筆は認められません。作成後、誤りがないか充分にご確認ください。
- ※ この委任状と同様の内容が記載されていれば、他の形式の委任状（他の市区町村から提供された委任状用紙、便箋等にすべてを手書きしたもの等）でも差し支えありません。

<委任する事項の記載例>

1 **戸籍謄本**（戸籍全部事項証明書）の申請および受領を委任する場合  
「(氏名) ○○○○の戸籍謄本△通の申請および受領」

2 **戸籍抄本**（戸籍個人事項証明書）の申請および受領を委任する場合  
「(氏名) ○○○○の戸籍抄本△通の申請および受領」

3 **除籍謄本**（除籍全部事項証明書）の申請および受領を委任する場合  
「(氏名) ○○○○の除籍謄本△通の申請および受領」

※ 「除籍謄本」とは、該当する戸籍の中にいる方が、全員死亡、転籍等でなくなった戸籍のことです。仮に、筆頭者（たとえば「夫」）が死亡しても、妻が生存していれば、それは除籍謄本の申請によるのではなく、戸籍謄本の申請を行っていただくこととなります。

4 **除籍抄本**（除籍個人事項証明書）の申請および受領を委任する場合  
「(氏名) ○○○○の除籍抄本△通の申請および受領」

※ 戸籍に残っている方がある限り「除籍抄本」の申請はあり得ません。仮に、筆頭者（たとえば「夫」）が死亡しても、その戸籍の中の妻が生存していれば、その夫のみの戸籍関係書類が必要な場合は、「戸籍抄本」の申請を行ってください。（上記3の※印部分もご覧ください。）

5 **改製原戸籍謄本**の申請および受領を委任する場合  
「(氏名) ○○○○の改製原戸籍謄本△通の申請および受領」

※ 「改製原戸籍」は、相続手続きの際に、改製後の新戸籍に記載されなかった事項を確認するために必要となるものです。

6 **改製原戸籍抄本**の申請および受領を委任する場合  
「(氏名) ○○○○の改製原戸籍抄本△通の申請及び受領」

7 **相続などで必要となる戸籍類**を申請および受領する場合  
「(氏名) ○○○○の婚姻から転籍までの戸籍類各△通の申請および受領」

「(氏名) ○○○○の死亡記載のあるもの△通の申請および受領」

「(亡くなった方の氏名) ○○○○の出生から死亡までの戸籍類各△通の申請および受領」

※ このように記載すると、必要な戸籍関係書類（改製原戸籍謄本、除籍謄本、戸籍謄本）をまとめて申請および受領する事務を委任することとなります。

8 **身分証明書**の申請および受領を委任する場合  
「(氏名) ○○○○の身分証明書△通の申請及び受領」

※ 「身分証明書」とは、禁治産・準禁治産宣告の通知、後見登記の通知、破産宣告・破産手続開始決定の通知を受けていないことを証明したものです

## 9 戸籍の附票

「(氏名) ○○○○の平成△年△月△日以降の戸籍の附票の申請及び受領」

※ 「戸籍の附票」には、過去の住所の異動履歴が記載されています。なお、下線部分は、「婚姻後」等の文言に適宜変更してください。

## 10 その他の証明書

「(氏名) ○○○○の△△△に関する証明書△通の申請及び受領」

### 代理人となる方へ

- 1 窓口にお越しになるときは、委任状とともに、代理人ご本人の本人確認書類（免許証等）、代理人ご本人の印鑑をご持参ください。  
※ 本人確認書類については、官公署が交付した写真付きの免許証等が提示できない場合は、健康保険証等を2点提示していただく必要があります。このような場合は、あらかじめ市民課にお問い合わせください。
- 2 委任状に誤りや記入もれがあった場合、代理人による訂正や加筆は認められません。委任状に誤りや記入もれがないか、ご確認の上お越しくください。
- 3 代理人による謄抄本、証明書等の郵送請求は行わないでください。郵送請求を行う場合は、本人が請求するようお願いいたします。